

手順書:透析管理関連

24. 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理(1)(2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(血圧、体重の変化、心電図モニター所見等)、検査結果(動脈血液ガス分析、血中尿素窒素(BUN)、カリウム値等)及び循環動態等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過装置の操作及び管理を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

□透析、濾過透析、持続的濾過透析、血液吸着、血漿交換等の急性血液浄化療法を行っている患者で、血液透析器又は血液透析濾過器の設定変更が必要な患者

病状の範囲外

不安定

緊急性あり

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

□バイタルサインが安定している
□出血がない
□バスキュラーアクセスカテーテルの異常がない

担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定

緊急性なし

【診療の補助の内容】

□急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
・十分なモニタリングと対応ができる環境下で行う
・バイタルサイン、体重や IN/OUT バランス、動脈血液ガス、肝機能、腎機能、酸塩基平衡、電解質、炎症所見等を評価し、血液透析器又は血液透析濾過器の血流量、濾過量、補液量、除水量等の設定を変更する
・活性凝固時間の結果を評価し、抗凝固剤の投与量を調整する



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

□意識レベルの変化
□バイタルサインの変化
□体重、IN/OUT バランス
□動脈圧、静脈圧、TMP圧、流量、除水量、除水速度等の血液透析器又は血液透析濾過器のパラメータ
□バスキュラーアクセスカテーテルの状態
□出血傾向
□濾過器を含めた血液回路内の気泡や血栓
□動脈血液ガス分析、肝機能、腎機能値、酸塩基平衡、電解質
□炎症所見
□活性凝固時間

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

□担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

□担当医師に直接連絡する
□特定行為の実施を診療録に記載する